

第1回 釧路地域4市町合併協議会健康福祉小委員会

日 時 平成16年7月12日(月) 午後1時31分から

場 所 釧路市観光国際交流センター 2階 視聴覚室

出席者(12名)

| | |
|------|-------|
| 委員長 | 荒城健一 |
| 副委員長 | 七里信三 |
| 委員 | 高橋宏政 |
| | 木村芳人 |
| | 鎌田敏夫 |
| | 小林正昭 |
| | 田村定治 |
| | 細谷照雄 |
| | 工藤キクエ |
| | 橋本朝由 |
| | 山田忠孝 |
| | 東利勝 |

1 . 開会

事務局：皆様、こんにちは。本日はお忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。ただ今より「第1回釧路地域4市町合併協議会健康福祉小委員会」を開催させていただきます。本日は第1回の会議開催のため、会議の議長となる正副委員長が決まっておきませんので、決定されるまでの間、私の方で議事を進行させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。また、これからの司会進行につきましては、着席したままとさせていただきますことをご了承いただきたいと思います。

2 . 委員の紹介

事務局： それでは、本日が第1回目ということですので、既に顔なじみの皆さんも多いことかと存じますが、会議次第に入ります前に自己紹介をお願いしたいと思います。

なお、この会議につきましては議事録作成の関係から、委員の皆様のご発言につきましては録音させていただきます。事務局でマイクをお持ちしますので、マイクをお使いいただき自己紹介くださるようお願い申し上げます。

高橋委員： 釧路市選出の高橋です。よろしくお願いいたします。

木村委員： こんにちは。同じく釧路市の木村でございます。よろしくお願いいたします。

鎌田委員： 同じく釧路市選出の鎌田です。よろしくお願い致します。

荒城委員： 阿寒町選出の荒城でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

小林委員： 阿寒町選出の5号委員の小林でございます。よろしくお願いいたします。

田村委員： 阿寒町の田村でございます。よろしくお願い致します。

細谷委員： 白糠の細谷です。よろしくお願いいたします。

工藤委員： 白糠の工藤です。よろしくお願いいたします。

橋本委員： 白糠町の橋本朝由です。よろしくお願いいたします。

山田委員： 音別町選出の山田でございます。よろしくお願いいたします。

東委員： 音別の東でございます。よろしくお願いいたします。

七 里 委 員： 音別町選出の七里です。どうぞよろしく申し上げます。

事 務 局： 続きまして事務局を紹介させていただきたいと思います。(事務局員自己紹介) また事務局とあわせまして、専門部会の部会長などにもご出席いただくことになっておりますので、よろしく願いいたします。

3 . 正副委員長の選任

事 務 局： それでは会議次第に基づき進行させていただきます。会議次第の1番、「委員長及び副委員長の選任」の件でございます。資料の2ページをお開きください。委員会の委員長、副委員長の選任につきましては、小委員会設置規程第4条第2項の規程に基づきまして、委員皆さんの互選によることとなっておりますが、いかがいたしましょうか。

橋 本 委 員： 6市町村時同様の委員長、副委員長にお願いしたいと思います。

事 務 局： ただ今、6市町村時の小委員長であった荒城委員、また副委員長であった七里委員というご指名がございましたがいかがでしょうか。

(「異議なし。」の声)

事 務 局： ありがとうございます。

それでは、委員長につきましては阿寒町の荒城委員、副委員長につきましては音別町の七里委員にお願いいたします。委員長、副委員長は席の移動の上、ご挨拶をお願いしたいと思います。

また会議の議長につきましては、小委員会設置規程第5条第1項の規程によりまして委員長が当たることとなっております。委員長、副委員長からご挨拶をいただきましてから進行を委員長にお願いしたいと思います。

荒 城 議 長： ただ今、委員長に選任されました阿寒町の荒城でございます。委員長というその責任の重さを踏まえまして、今後、委員各位にご指導、ご協力、ご理解を賜りながら本小委員会を運営していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

七 里 副 議 長： ただ今、副委員長に選任されました音別町の七里でございます。どうぞよろしく申し上げます。

荒 城 議 長： それでは、規程に基づきまして私が議長を務めさせていただきます。

会議の開催に当たりましては、小委員会設置規程第6条第2項の規定によりまして、委員の過半数の出席が必要となっておりますが、本日は総数 12

名の内 12 名の出席をいただいております、定足数を超えておりますので会議は成立しております。また、本日の会議時間につきましては、概ね 2 時間程度を予定しております。

続きまして、小委員会設置規程第 7 条の規定により会議録署名委員を指名させていただきます。本日は白糠町の細谷照雄委員、釧路市の木村芳人委員の 2 名を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

また会議の冒頭に事務局からお話ございましたが、この会議につきましては議事録を作成するため、発言を録音させていただきます。事務局員からマイクを受け取りましたら、市町名とお名前をおっしゃってから発言いただきますようお願いいたします。

4 . 確認事項

荒 城 議 長： それでは、早速議事に入りたいと思いますが、はじめに確認事項(1)「小委員会の役割について」事務局より説明願います。

事 務 局： それでは、確認事項の説明の前にお配りしております資料について確認させていただきます。はじめに事前に配布させていただいた「健康福祉小委員会第 1 回会議資料」、「別紙 2 調整方針修正案」、「別紙 4 合併協定項目一覧表」、さらに本日配布させていただきました「別紙 1 調整方針修正及び協定書整理状況一覧表」、「別紙 3 所管専門部会変更項目一覧表」でございます。資料に不足がなければ確認事項の説明に入らせていただきます。

会議資料の 3 ページをお開きいただきたいと存じます。確認事項(1)「小委員会の役割について」であります。本小委員会の担任する事項につきましては小委員会設置規程第 2 条で「協議会から付託された事項についての調査及び審議をする」となっており、その具体的内容は、別表の中にありますように「介護保険事業、健康づくり事業、各種福祉事業の取扱いなど、介護、健康、福祉、医療に関する事項」となっております。釧路地域 4 市町合併協議会は、7 月 7 日に開催された第 1 回合併協議会でお諮りした事業計画、あるいは全体スケジュールが示すように、合併特例法の期限内に所定の手続きを終わらせたいとしているところであり、本委員会はそれに合わせた日程で、調整方針修正案のご審議、合併協定書整理案のご審議をいただく予定でございます。確認事項については、以上でございます。

荒 城 議 長： ありがとうございます。ただ今、事務局から「小委員会の役割について」の説明がありました。介護保険事業、健康づくり事業、各種福祉事業の取扱いなど、介護、健康、福祉、医療に関する事項という説明であります。ご質問、ご意見ございませんか。

(「ありません。」の声)

荒城議長： この事項は確認事項として了承されました。

5. 協議事項

荒城議長： それでは次に協議事項に入らせていただきます。

協議事項（１）「平成 16 年度事業について」事務局より説明願います。

事務局： 協議事項（１）「平成 16 年度事業について」ご説明いたします。

４ページをお開きください。事業を大別しますと、1,246 項目に分けた調整方針修正案の検討、資料では「ア」としているところであり、次いで、この調整方針修正案を前提として協定書整理案の検討をいたします。資料で「イ」としているところであり、「ア」、「イ」それぞれについて詳細をご説明いたします。

「ア」の調整方針修正案の検討でございますが、検討の対象は全体で 1,246 件、本小委員会該当分で 201 件の案件でございます。検討手順としましては、1 件 1 件を協議してきました 6 市町村合併協議会時の内容を引き継ぐことを基本とし、構成市町村の変更や状況の変化による見直し内容を専門部会、事務局で一覧表のとおり、お手元の資料としましては「別紙 2 調整方針修正案」として用意してございますので、これをもってご協議いただくことを考えております。

次に、「イ」の協定書整理案の検討でございます。別紙 4 をご覧ください。別紙 4 は先の全体会議で承認された「合併協定項目一覧」であります。合併協定書には、制度や事業などの方向性を具体的に盛り込んでいきたいと考えておりますが、その際の記載項目の選択や記載内容についてご協議いただきたく、「協定書整理案の検討」としてここで提案しております。この整理案の検討に要する会議の所要回数といたしましては、9 月以降に 2 回程度を想定しております。協議事項（１）についての説明は以上であります。

荒城議長： ただ今、事務局から説明のありました内容について、ご質問、ご意見はございませんか。

（「ありません。」の声）

荒城議長： 質疑がございませんので、この協議事項（１）につきましてはご了承いただけますか。

（「はい。」の声）

荒城議長： それでは、協議事項（１）につきましては了承されました。

次に協議事項（２）に入らせていただきます。協議事項（２）「調整方針修

正案の検討について」事務局より説明願います。

事務局：協議事項(2)「調整方針修正案の検討について」ご説明いたします。提案の修正案は別紙2でございますが、会議資料4ページに記載してある修正の考え方を基本において整理したところでございますので、まずこちらをご説明申し上げます。

といたしまして合併の枠組み変更により、「方針」や「時期」、「調整内容」に影響が生じる項目を修正させていただきました。「a」として離脱町村の制度や事業に統合する予定だった項目、「b」として離脱町村の制度や事業との調整は不要になり「方針」や「時期」、「調整方針」を修正する項目、「c」として合併の時期を再協議することにより経過措置期間などに修正が必要となる項目、「d」として離脱町村を除いた数値や再計算した影響試算額への修正が必要となる項目を修正いたしました。

といたしまして「調整内容」における「6市町村」や「6自治体」の記述を、削除または「市町」等に修正させていただきました。

といたしまして「方針」や「時期」の区分選択の不統一を修正させていただきました。

ただ今説明させていただいた考え方によりまして、本日もご提案させていただきました201項目中169項目の調整方針修正案につきまして説明に入らせていただきます。なお、提案につきましては、4回に分けて説明させていただきますことをご了承いただきたいと思います。その区分でございますが、別紙資料2をご覧くださいと思いますが、通番1から通番40までを第1区分、通番41から通番89までを第2区分、通番90から通番137までを第3区分、通番138から通番169までを第4区分とさせていただきます。また、4市町協議欄におきまして、同左にご提案いたしました項目につきましては、6市町村協議でご承認いただいた調整方針案を4市町合併協議会の調整方針としても同様の内容として提案出来るものとして表記させていただきましたので、以下同左に関わる項目の説明は省略させていただきたいと考えております。それでは、「別紙2 調整方針修正案」の1ページから調整内容に修正がある項目を説明させていただきます。

(下記の変更のあった項目について事務局から説明)

- 通番2 【02-03-04-02】「障害者福祉計画」
- 通番3 【02-03-04-03】「エンゼルプラン(児童育成計画)」
- 通番11 【17-03-05-01】「補装具の給付・修理」
- 通番12 【17-03-05-02】「日常生活用具の給付・貸与」
- 通番26 【17-03-05-16】「重度障害児(者)等交通費助成」
- 通番34 【17-03-05-34】「その他の障害児(者)福祉」
- 通番35 【17-03-06-01】「特別障害者手当」
- 通番37 【17-03-06-03】「重度心身障害時(者)福祉手当」
- 通番38 【17-03-06-04】「在宅重度障害者見舞金」

荒城議長：ただ今、説明のありました第1区分の項目について、質疑をお受けいたします。

(「ありません。」の声)

荒城議長：それでは、説明を続けてください。

(下記の変更のあった項目について事務局から説明)

- 通番 45 【17 - 04 - 03 - 04】「老人憩の家」
- 通番 48 【17 - 04 - 03 - 07】「老人福祉センター」
- 通番 51 【17 - 04 - 05 - 03】「福祉施設整備補助」
- 通番 52 【17 - 04 - 05 - 04】「福祉バス」
- 通番 54 【17 - 04 - 05 - 07】「住宅改善費用助成」
- 通番 57 【17 - 04 - 05 - 10】「緊急通報体制等整備事業」
- 通番 58 【17 - 04 - 05 - 12】「単身高齢者声かけ運動」
- 通番 61 【17 - 04 - 05 - 15】「配食サービス」
- 通番 62 【17 - 04 - 05 - 16】「移送サービス」
- 通番 67 【17 - 04 - 05 - 21】「家族介護用品の支給」
- 通番 68 【17 - 04 - 05 - 22】「介護予防」
- 通番 69 【17 - 04 - 05 - 23】「家族介護慰労」
- 通番 70 【17 - 04 - 05 - 24】「その他高齢者福祉」
- 通番 72 【17 - 04 - 06 - 02】「その他高齢者福祉手当」
- 通番 74 【17 - 04 - 08 - 01】「介護保険料の賦課及び徴収」
- 通番 77 【17 - 04 - 08 - 04】「介護保険低所得者利用者負担軽減措置」
- 通番 84 【17 - 04 - 08 - 13】「施設介護サービス状況」
- 通番 85 【17 - 04 - 08 - 14】「居宅介護サービス状況」
- 通番 89 【17 - 04 - 09 - 03】「その他の介護予防・生活支援」

荒城議長：ただ今説明のありました第2区分の質疑をお受けいたします。

(「ありません。」の声)

荒城議長：それでは、説明を続けてください。

(下記の変更のあった項目について事務局から説明)

- 通番 92 【17 - 05 - 03 - 01】「保育料」
- 通番 98 【17 - 05 - 05 - 02】「延長保育」
- 通番 104 【17 - 05 - 05 - 08】「保育所地域活動」
- 通番 109 【17 - 05 - 06 - 05】「その他の児童福祉手当等」
- 通番 126 【17 - 09 - 01 - 03】「審議会・協議会の設置状況」

通番 130 【17 - 10 - 01 - 05】「赤十字事業」

荒城議長： ただ今説明のあった第3区分の質疑をお受けいたします。

（「ありません。」の声）

荒城議長： それでは、次の説明をお願いいたします。

（下記の変更のあった項目について事務局から説明）

通番 143 【19 - 01 - 01 - 04】「保健センター」

通番 144 【19 - 01 - 01 - 05】「健診センター」

通番 146 【19 - 01 - 01 - 06】「医療環境整備」

通番 149 【19 - 03 - 01 - 01】「母子保健計画」

通番 151 【19 - 03 - 03 - 01】「健康教育」

通番 152 【19 - 03 - 03 - 02】「成人健康診査」

通番 153 【19 - 03 - 03 - 03】「各種ガン検診」

通番 154 【19 - 03 - 03 - 04】「住民健康づくり」

通番 155 【19 - 03 - 03 - 05】「訪問指導」

通番 156 【19 - 03 - 03 - 06】「健康相談」

通番 159 【19 - 03 - 03 - 09】「予防接種」

通番 161 【19 - 03 - 03 - 11】「歯科保険」

通番 163 【19 - 03 - 03 - 16】「その他成人保険事業」

荒城議長： ただ今、説明のあった第4区分について質疑をお受けいたします。

（「ありません。」の声）

荒城議長： 全体を通して何かございませんか。

東 委員： 今回から参加させていただきまして、中身が少し分からないものですから教えていただきたいと思います。8ページの通番 35【17 - 03 - 06 - 01】「特別障害者手当」で、「1 国及び同の施策の基に行われているので事業内容は同一であり、特に課題なし。」とありますけれども、この手当については同じ額で出ているのかどうかの確認と、以下に通番 36・37・38まで「福祉手当」や「見舞金」などがありますけれども、これらも4市町では同額であり、新たに調整していくということなどはないのでしょうか。

健康福祉専門部会： 「特別障害者手当」につきましては、道の施策でございますので、金額につきましては市町で変更はございません。それから通番 36「障害児（者）福祉手当」でございますけれども、これにつきましても道の施策でございますので、町村の金額についての変更はございません。通番 37「重度心身障害児

(者)福祉手当」でございますけれども、これは鶴居村だけが実施しておりました事業でございますので、鶴居村が離脱したということで該当事業がなくなりましたことから「調整不要」としたところでございます。通番 38「在宅重度障害者見舞金」につきましても、釧路町と鶴居村のみの実施事業でございましたので、両町村の離脱により該当事業がなくなりましたことから「調整不要」としたところでございます。

東 委 員： 通番 37・38 については、4 市町の協議では対象にしていくことにはならないのでしょうか。

事 務 局： 6 市町村協議の時のお話をさせていただきますが、合併協議会の議論といたしましては、現行制度をそれぞれ比較した中で合併時に今ある制度をどのように調整をしていくのかということとを審議させていただいてきたところでございます。それから新制度について導入するかしないといった点がございましたが、原則的には新市における政策的判断ということもそこで議論として出てくることも想定いたしまして、現状ではない制度を新市で実施するのかどうかといった点の協議はしていなかったところでございます。冒頭お話ししましたように 6 市町村の時、これは 4 市町としても同じでございますが、それぞれ現行持っている制度上の違いがあった時に、それらをどのように調整していくのかといったことが合併協議会の中心的な議論でございますので、ご了解をいただければと思います。その上で、現行 4 市町にない制度を新市でどうするのかといった点につきましては、新市における新たな制度としてどう取り上げていくのかということになるかと思っておりますので、この場の協議といたしましてはそこまで踏み込んだ議論にはなっていないことをご了解いただきたいと思います。

荒 城 議 長： お分かりでしょうか。

東 委 員： 分かりました。

荒 城 議 長： その他、ございませんか。

(「ありません。」の声)

荒 城 議 長： 本日提案された協議事項(2)「調整方針修正案について」の提案項目数 169 の協議を終了したいと思います。ここまで提案された内容について了承するというところでよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

荒 城 議 長： それでは、協議事項(2)「調整方針修正案について」は了承されました。

6 . 次回小委員会の開催について

荒城議長： 以上で協議事項については終了いたしました。

続きまして、会議次第4「次回開催日程について」事務局から説明を願います。

事務局： 同じく4ページをお開きください。第2回健康福祉小委員会の開催でございますが、第2回は8月24日火曜日の13時30分、会場を釧路市交流プラザさいわいにて開催を予定しております。多忙な時期でございますが、委員皆様のご出席をいただきたいと思います。

協議事項の中でお話いたしました201項目中169項目が本日の提案でありましたので、まだ未提案分がございますことも含めてこの日程のご了承をいただければと思います。

荒城議長： ただ今、事務局から8月24日火曜日、13時30分、会場を釧路市交流プラザさいわいにて開催することで説明がありましたが、よろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

荒城議長： それでは会議次第(5)「その他」となりますが、事務局から何かありますか。

事務局： ございません。

荒城議長： それでは、委員の皆さんから何かございますか。

(「ありません。’)の声)

7 . 閉会

荒城議長： 以上で予定されておりました協議事項につきまして全て終了いたしましたので、第1回健康福祉小委員会を終了させていただきます。皆様、大変ご苦勞様でした。

(閉会 午後2時21分)

釧路地域4市町合併協議会小委員会設置規程第7条において準用する釧路地域4市町合併協議会会議運営規程第12条第2項の規定によりここに署名する。

釧路地域4市町合併協議会健康福祉小委員会 委員長（議長） 荒城 健一

釧路地域4市町合併協議会健康福祉小委員会 委員 木村 芳人

釧路地域4市町合併協議会健康福祉小委員会 委員 細谷 照雄